

# 補正予算審査特別委員会記録

とき 令和7年3月25日

国分寺市議会

## 補正予算審査特別委員会

令和7年3月5日（水）

### ○ 出席委員

委員長	木島 たかし
副委員長	高瀬 かおる
委員	対馬 ふみあき
	寺嶋 たけし
	尾沢 しゅう
	及川 妙子
	はぎの 英輔

### ○ 審査事項

- 1 議案第6号 専決処分について
- 2 議案第7号 令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第11号）

午前11時16分開会

○木島委員長　それでは、ただいまから補正予算審査特別委員会を開会いたします。

◇

○木島委員長　議案第26号　令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

財政課長より説明をお願いいたします。

○松下財政課長　それでは議案第26号、令和6年度国分寺市一般会計補正予算（第12号）について説明いたします。

本案は繰越明許費1件の追加をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。第1表、繰越明許費補正の街路事業でございます。こちらは国分寺都市計画道路3・4・12号線に係る物件について、今年度中に移転が完了しないため繰越明許費を設定するものでございます。

2ページ、3ページの繰越明許費の調書につきましては、参照いただきたく、お願いいたします。

なお、議案第26号による基金の積立て、取崩しはございませんが、基金一覧表も別途提出しておりますので、審査の参考としていただきたく、お願いいたします。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○木島委員長　説明が終わりました。本議案の質疑につきましては、一括で受けたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○木島委員長　御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○木島委員長　それでは、ないようでしたらこれで質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○木島委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○木島委員長　全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

◇

○木島委員長　続いて、議案第27号　令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、財政課長より説明をお願いいたします。

○松下財政課長　それでは議案第27号、令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額605億6,408万9,000円に、歳入歳出それぞれ1億2,026万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ606億8,435万2,000円といたしたいというものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。事項別明細書、歳入です。歳入のうち補正理由が歳出を伴うものにつきましては、該当する事務事業名を申し上げます。まず、款14、国庫支出金、新しい地方経済・

生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型3,800万円の増につきましては、12ページ、13ページの防災罹災対策に要する経費の増に伴うものでございます。続いて、款15、都支出金、防犯機器等購入緊急補助事業補助金2,080万円の増については、8ページ、9ページの防犯に要する経費の増に伴うものでございます。続いて、带状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金569万5,000円の減につきましては、当初予算で計上していた任意接種における都補助金の対象年齢が50歳から64歳までに限定されたため、この分を減額するものでございます。続いて、款18、繰入金、財政調整基金繰入金6,715万8,000円の増については、財源調整によるものでございます。

なお、資料といたしまして基金一覧表を別途提出しておりますので、審査の参考としていただきたく、お願いいたします。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。給与費明細書、一般職でございます。上段の表の比較の欄をお願いいたします。報酬175万5,000円の増となっております。こちらは、住まいの防犯用品購入費補助事業を実施するに当たり、必要となる時間額会計年度任用職員の報酬を計上したことによるものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○木島委員長 続きます、歳出について担当より職名をおっしゃって順次説明をお願いいたします。

なお、資料を提出している場合は、その旨も一言お願いいたします。

○木村防災安全課長 8ページ、9ページをお願いいたします。防犯に要する経費2,184万7,000円の増につきましては、当市が令和7年度当初予算で計上していた、住まいの防犯用品購入費補助事業に東京都が実施する防犯機器等購入緊急補助事業も活用することから、事業の実施に伴い、時間額会計年度任用職員の任用に係る経費と、補助金を計上したことによるものとなります。資料を提出しておりますので御確認ください。

○占部健康推進課長 10ページ、11ページをお願いいたします。予防接種に要する経費1,812万7,000円の増につきましては、令和7年4月1日より対象者に対して带状疱疹ワクチンの定期接種を実施するため、増額補正をお願いするものでございます。こちら、資料を提出しておりますので併せて御確認ください。

○木村防災安全課長 12ページ、13ページをお願いいたします。防災・罹災対策に要する経費8,028万9,000円の増につきましては、国が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、避難所の生活環境の改善を図る取組として、自動パック式トイレ164台、エアベッド5,000台、防災備蓄倉庫1基の整備を図るための経費を計上したことによるものとなります。資料を別に提出しておりますので、御確認ください。

○木島委員長 説明が終わりました。

質疑の進め方ですけれども、補正予算事項別明細書、議案に付されたページ番号を今後、申し上げますが、6ページ、7ページの歳入からページを追って質疑を行うことといたします。なお、歳入のうち歳出に係るものにつきましては、できる限り歳出で質疑をいただきたいと思っております。また、人件費の質疑については、関連する歳出の該当ページでお願いします。

それでは歳入です。補正予算事項別明細書の6ページ、7ページ、ここで質疑はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○木島委員長 ないようでしたらこれで歳入を終了します。

続いて歳出です。補正予算事項別明細書の8ページ、9ページ、質疑はございますか。

○及川委員 申請の方法はこちらでの質疑でよかったですか、デジタルで申請できるということですか。

それで、それ以外の方は、申請書に今までどおり書いて申請するという話で、また、先ほど、総務委員会の途中で、皆川委員が質問を止められたという話で、私が質疑するように言われまして、それらについて押印は必要なのでしょうか。

○木村防災安全課長 今回、この事業の申請に対しては、電子申請、申請書に手書きで記入したものを郵送、そして、窓口へ直接提出の大きく3つとなります。

基本的にはどの方法においても、申請者の押印は不要となります。ただ、特に、内容に訂正の必要が生じた場合には、改めてもう一度出し直していただくか、既に提出したものを訂正したいということであれば、それに対しては、どうしても申請者が訂正のために押印する必要があります。ですので、特段修正が不要であれば、申請者の押印は不要という形での処理を進めます。

○及川委員 押印廃止で、市のいろいろな書類なんかも判こが少なくなっていると思いますので、今回も申請時には、紙の書類も要らないということは分かりました。ただ、訂正するときは必要ということですけど、訂正印というのは、押したものと同じだということを確認して、それが訂正印という意味だと思うんですね。だから、そもそも押印していないのに、その訂正印が有効かどうかというのは、どのように判断するんですか。

○木村防災安全課長 もし訂正が必要になった場合は、当然その訂正する箇所に印は必要となりますが、また併せて、申請者の所にも、印を押していただく形になります。これで申請者の部分の印と訂正する部分の印が一致していることを確認するという形になります。

○木島委員長 よろしいですか。

○寺嶋委員 同じく電子申請の部分で確認させていただきたいのが、電子申請の方法です。オンラインフォームを用いるのか、それともPDFやワード、エクセルといったものに入力して提出する形になるのか、その点を確認させてください。

○木村防災安全課長 こちらについては、オンラインフォームに直接入力する形になります。

○寺嶋委員 かしこまりました。となると、オンラインフォームのほうが本当に使いやすいのいいと思うんですけど、先ほど総務委員会のほうでもおっしゃっていた、領収書やレシートとかそういったものは、一緒にオンラインフォームの中に提出できるような形になっているのか確認させてください。

○木村防災安全課長 こちらについては、領収書を、例えばデジカメ等で写していただいて、それを添付して送っていただく形になります。なので、申請としては一つの中で済ませるといった形になります。

○木島委員長 ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○木島委員長 それでは進みます。10ページ、11ページ。

○及川委員 先ほど、厚生文教委員会で一定質疑をさせていただきましたが、組替えワクチンのほうが8割、9割ぐらいで、生ワクチンのほうが、1割、2割ぐらいという、有効期間に差があるということで、1回やればいいということになっておりますので、予算のほうも、その割合で組んでいることを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○占部健康推進課長 予算につきましても、8割程度の方が組替えワクチン、2割程度の方が生ワクチンで接種をするということで見込んでおります。

○及川委員 先ほど1回で大丈夫というお話でしたけど、どちらも大丈夫ということなんですか。

○占部健康推進課長 国の定期接種の考え方では、定期接種は1回ということで、今、その考え方となっております。ただ、ワクチンの効果が持続する期間に若干差がありますので、そのあたりで、実際に1回限りで必ず大丈夫かというところ、そこは医師の判断が必要になってくると思います。

○及川委員 分かりました。この補助は1回しか使えないということですね。

○占部健康推進課長 基本的には、定期接種は1回限りですが、国が例外規定を設けておりまして、医師が特に認める場合は、複数回についても認めるというようなところが、今、情報としてあります。

○木島委員長 それでは、ほか、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○木島委員長 なければ進みます。12ページ、13ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○木島委員長 それでは、ないようでしたらこれで歳出を終了いたします。ほか、質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○木島委員長 ないようでしたらこれで質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○木島委員長 討論なしと認めます。

それではこれより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○木島委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、補正予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時30分閉会